

								上水道課長		係長			担当者			検算者			設計者			係員	
業務名	令和8年度 水質検査業務委託																	金抜	設計書				
履行場所	安曇野市内																						
設 計 大 要												施 工 方 法				委 託							
水質検査業務 浄水 20か所 原水 32か所 (指標菌、クリプトスポリジウム含む)												施 工 期 間											
												起 工 予 定 年 月 日				契 約 日							
												完 了 予 定 年 月 日				令 和 9 年 3 月 31 日							
												契 約 保 証 方 法											

起 工 理 由 書

水質基準に関する省令に掲げる52項目、原水指標菌、クリプトスポリジウム及びジアルジア等の水質検査を行いたいため。

金 円

(内消費税 円)

内 訳 書

名 称	規 格	単 位	当 初			変 更			備 考
			数 量	単 価	金 額	数 量	単 価	金 額	
51項目業務委託費									
直接業務費	採水業務 (浄水)	式	1						
	(原水)	式	1						
	分析業務 (浄水)	式	1						
	(原水)	式	1						
	報告書作成 (浄水)	式	1						
	(原水)	式	1						
小計			1						
直接経費	分析業務 (浄水)	式	1						
	(原水)		1						
	定率 (浄水)	式	1						
	(原水)		1						
	積上げ (浄水)	式	1						
	(原水)		1						
	運搬 (浄水)	式	1						
	(原水)		1						
小計									
技術経費	(浄水)	式	1						
	(原水)	式	1						
小計									
間接業務費	(浄水)	式	1						
	(原水)	式	1						
小計									
業務原価									
諸経費		%	10.0						
業務価格									
その他業務委託費									
指標菌		検体	33						
クリプトスピリウム等		検体	2						
PFOS・PFOA		検体	77						
小計									
合 計									
端数調整									
消費税		%	10.0						
業務委託料									

仕 様 書

第1 (基本事項)

1 目的

本委託業務は、給水栓水及び原水等の水質検査を目的とする。

2 適用範囲

本仕様書は、長野県安曇野市(以下「発注者」という。)が委託する「令和8年度 水質検査業務委託」に関し、発注者及び受託者(以下「受注者」という。)が遵守すべき事項を示すものである。

3 業務の委託期間

契約日から令和9年3月31日までとする。

第2 (一般事項)

1 法令等の遵守

受注者は、業務の遂行にあたり関係する法令等について、これを遵守する。

2 機密の保持

受注者は、業務の遂行上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

3 履行場所

長野県安曇野市内全域

4 再委託の禁止

原則として、水質検査を受託した検査機関においては、自ら水質検査を実施する。

5 検査機器の所在

本業務委託を受託しようとする検査機関は、別表1(水質検査項目計画表)に掲げる全ての項目を検査することができる機器を常設する事業所を長野県内に持つものとする。

6 手続き等

受注者は、業務の遂行上必要な手続き等は、受注者の負担で行う。

7 疑義について

この仕様書に定めのない事項、又はこの仕様書について疑義が生じた場合は、発注者と受注者とで協議する。

第3 (検査項目)

1 給水栓水質検査(定期の水質検査)

(1) 検査項目及び検査頻度

別表1(水質検査項目計画表)のとおり。

(2) 採水日程

契約後協議を行う。

(3) 採水場所

別紙図1(水質検査地点)のとおり。

(4) 試料容器の準備

ア 受注者は、別表1の検査項目に対し、別紙図1の採水地点ごとに採水容器を用意する。

イ 採水容器の洗浄については、受注者の責任において充分に行う。

(5) その他

採水時に異常が認められた場合は、直ちに発注者にその内容を報告する。

(6) 試料の運搬・搬入

試料は、クーラーボックス等に入れ氷冷し、破損防止の措置を施して運搬する。ただし、検査機関までの搬入時間は、最初の試料採水後、告示法で12時間以内に試験開始とされた検査が実施可能な時間内とする。

2 原水水質検査

(1) 検査項目及び検査頻度

別表1(水質検査項目計画表)のとおり。

(2) 採水日程

契約後協議を行う。

(3) 採水場所

別紙図1(水質検査地点)のとおり。

(4) 試料容器の準備

ア 受注者は、別表1の検査項目に対し、別紙図1の採水地点ごとに採水容器を用意する。

イ 採水容器の洗浄については、受注者の責任において充分に行う。

(5) その他

採水時に異常が認められた場合は、直ちに発注者にその内容を報告する。

(6) 試料の運搬・搬入

試料は、クーラーボックス等に入れ氷冷し、破損防止の措置を施して運搬する。ただし、検査機関までの搬入時間は、最初の試料採水後、告示法で12時間以内に試験開始とされた検査が実施可能な時間内とする。

3 臨時の水質検査及び水質検査請求による水質検査

(1) 受注者の参集

発注者から求められた場合、受注者は連絡から1時間以内に最初の採水を開始するものとする。

(2) 検査項目及び検査頻度

検査を行う項目については、発注者と受注者とが協議のうえ決定する。

(3) 採水日時及び採水地点

発注者が指示する日時、地点で採水を行う。

(4) 試料容器の準備

ア 受注者は、必要な検査項目に対し、採水地点ごとに別紙(採水の手引き)に示す採水容器を用意する。

イ 採水容器の洗浄については、受注者の責任において充分に行う。

(5) 採水方法等

ア 別紙(採水の手引き)の通り。

イ 採水時に異常が認められた場合は、直ちに発注者にその内容を報告する。

(6) その他

採水時に異常が認められた場合は、直ちに発注者にその内容を報告する。

(7) 試料の運搬・搬入

試料は、クーラーボックス等に入れ氷冷し、破損防止の措置を施して運搬する。ただし、検査機関までの搬入時間は、最初の試料採水後、告示法で 12 時間以内に試験開始とされた検査が実施可能な時間内とする。

(8) 精算

臨時の水質検査等を発注した場合は、本業務外の契約とし、その都度契約を締結し、精算をおこなうものとする。

第4 (検査方法)

1 水質検査等

(1) 検査方法

検査方法は、水質基準項目については「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」(平成 15 年厚生労働省告示第 261 号(最終改正を使用))、残留塩素については「水道法施行規則第 17 条第 2 項の規定に基づき環境大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法」(平成 15 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 318 号(最終改正を使用))、水温については「上水試験方法」(最新版)により行う。

また、水道水に供される水、水源の水及び飲用に供する井戸水以外の試料と前処理を含む同時分析を行わないものとする。

(2) 現場での測定

ア 水温、残留塩素等は現場で測定を行い、そのための計器、器具は受注者が準備をする。

イ 受注者は、作業の実施に当たっては身分証明書等を携帯し、発注者の請求に応じて提示しなくてはならない。

(3) 数値の取扱い

「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」(厚生労働省健康局水道課長通知 平成 15 年 10 月 10 日付健水発第 1010001 号(最終改正を使用))に基づき実施する。

(4) 臨時検査結果の報告

ア 水道法第 18 条に基づく水質検査結果については、発注者の指示する日までに報告する。

イ 臨時の水質検査については、試料採水が完了してから 12 時間以内に全結果の報告を行う。

ただし分析の過程で培養を要するものについては、採水の完了から 36 時間以内に報告を行うもの

とし、特に緊急を要する場合は 26 時間以内とする。

前項の検査についても、発注者の指示があった場合は同様とする。

ウ 水質検査結果が水質基準値を超えた場合、又は前回調査時よりも著しく変化した場合は、水質検査項目ごとに直ちに発注者に連絡する。

(5) 再検査

発注者は、水質検査結果等に疑義が生じた場合は、再検査を指示することができるものとする。この場合の費用は、発注者と受注者とが協議のうえ決定する。

(6) 器具類

水質検査に使用する器具類は、検査に影響を与えないよう十分に洗浄したうえで使用する。

(7) 報告書の作成

報告書には検査項目、検査結果、水質基準値、定量下限値及び検査方法を記載する。

2 検査結果の信頼性確保

受注者は、次の各項目に留意して検査結果の信頼性確保に努め、発注者の要請に応じてその記録を速やかに提出する。

(1) 検査体制の整備

水質検査結果は、検査責任者等によるチェックを行い、記録する。

(2) 作業記録

ア 受注者は、実際の作業においても、標準作業書に沿った記録を行う。

イ 受注者は、日々実施した業務を作業日報として記録する。

(3) 機器の整備

受注者は、分析に使用する器具、機械及び装置について、その使用に支障がないように整備し、記録する。また、常に適正な分析値が得られるよう、機器の自主点検を徹底するとともに、必要な定期点検を遅滞なく受け、記録する。

(4) 検査試料の保存及び廃棄

検査試料の保存期間は、その期間の短縮について発注者の指示又は了解があった場合を除いて、試料の採水日から1ヶ月間(土曜日、日曜日、祝祭日を含む。)とし、廃棄日を記録する。

保存期間終了後の検査試料は、関係法令を遵守して受注者が廃棄する。

(5) 検査結果算出過程に作成した資料の保存等

検査結果を得るための記録類、分析日時及び分析を実施した検査員を示した試料、分析条件、検量線(相関係数も含む)、クロマトグラム並びに濃度計算書等は、その保存期間の短縮について発注者の指示及び了解があった場合を除き、5年間保存とする。

(6) 受注者への立入検査

上記(1)～(5)の事項及び設備状況等について確認するため、発注者(発注者から委嘱を受けた専門家を含む。)は、随時に受注者への立入検査を実施できるものとする。

(7) 制度管理の実施

水質検査項目に関する内部制度管理について、年に一回以上、及び検査担当者が変更するごとに実施し、記録する。また、環境省等が主催する外部制度管理に参加し、記録する。

(8) クロスチェック

発注者は、指定した検体についてクロスチェックを行うことができる。

この場合、受注者は、発注者が準備した採水容器にクロスチェック用の資料を検査資料と同時に採水を行い、発注者に提出する。

3 提出書類

(1) 提出書類一覧表

名称	部数	提出期限等
委託する項目の直近の外部制度管理調査の結果書	1	契約締結後速やかに
委託する項目の内部制度管理調査に係る結果書 (水道水質検査方法の妥当性評価ガイドラインに基づき評価結果)	1	
従事者等届	1	
業務実施計画書	1	契約締結後2週間以内
水質検査結果書	1	各採水日から4週間以内
業務実績報告書兼検査願	1	各四半期終了後速やかに
完了届	1	
請求書	1	
打合せ議事録	1	必要の都度

(2) 書類の提出

受注者は、指定の期日までに表に示す書類を作成し、発注者に提出する。なお、発注者が別途他の書類の提出を求めた場合は、当該書類を提出する。

(3) 書類の変更

受注者は、提出した書類に変更が生じたときは、直ちに変更した書類を発注者に提出する。ただし、提出期限等については、土、日曜日及び祝日は含まないものとする。

4 安全管理

(1) 安全の確保

受注者は、本業務委託に係る事故の防止と安全確保のための必要な処置を講じること。

(2) 交通及び保安上の注意

本業務委託施行中、交通の妨害となる行為、又は公衆に迷惑を及ぼす行為がないよう、交通及び保安上十分な注意を図ること。特に冬期における採水では、凍結防止のため車道及び歩道に水が残らないように努めること。

(3) 事故時の対応

本業務委託施行中に事故が発生したときは、直ちに業務を中断して応急処置を講じるとともに、その拡大防止に努め、事故の原因、経過及び被害内容を発注者に報告すること。

5 入札参加にあたっての留意事項

実績証明書類として、入札予定者は4月3日(金)正午までに水道GLP、ISO/IEC17025(水質基準52項目のいずれかで取得)どちらかの取得に関する資料を安曇野市上水道課へご提出ください。(FAX可 72-3176)

実績証明書類が確認できない場合は入札への参加ができません。

6 その他

(1) 資料の提供

本業務委託に必要な資料は貸与する。受注者は資料が外部に漏洩しないよう管理し、作業完了後速やかに発注者に返却すること。また、作業の便宜上、複写した場合は作業終了後に速やかに処分すること。

(2) 実績報告

ア 受注者は、履行期間を第1四半期(契約日から6月30日)、第2四半期(7月1日から9月30日)、第3四半期(10月1日から12月25日)、第4四半期(1月1日から3月31日)の4期間に分割し、それぞれの期間における業務が完了したときは、発注者に対して速やかに業務実績報告書兼検査願・検査に関する資料(採水日報、採水写真、分析写真、分析レポート等)を提出しなければならない。

イ 発注者は、アに掲げる業務実績報告書兼検査願を受理したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

ウ イに掲げる検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、受注者は、速やかに当該補正を行い、発注者に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合再検査の期日については、イに掲げる規定を準用する。

(3) 支払条件

ア 受注者は、(2)イに掲げる検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料を請求するものとする。

イ 発注者は、本件契約の業務委託料を4等分し、第1四半期、第2四半期、第3四半期、第4四半期の4回に分割して代金を支払うものとする。

ウ 発注者は、アに掲げる支払い請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

エ 業務委託料に変更があったときは、全て第4四半期に精算するものとする。

(4) 打合せ

契約締結後、直ちに下記担当部署と打合せを行うこと。

7 担当部署

上下水道部 上水道課 維持係

担当者： 西澤 一真

電話：0263-71-2000(代表)

電話：0263-71-2270(維持係直通) 内線2126

別紙 採水の手引き

1. 試料の採水方法

1) 給水栓

①鉛:5L/分で5分間流水後、15分間滞留、その後5L/分で5L採取し、均一攪拌したものを試料とする。

②その他の項目:①がある場合には、引き続き試料を採取する。①がない場合には、①と同様に5分間流水後、採水を行う。

2) 給水栓以外

採水栓が設置されていない原水の採水においては、ステンレス製の採水器具(2L以上)と、投げ込み用のロープ(10m程度)を用意し採水する。なお、検査用試料は、採水器具を十分に原水で共洗い後のものを使用し、細菌試験用試料は専用の滅菌済み採水器具を用いる。

2. 現場における水質検査

現場における水質検査が指定されている項目については、5L/分で5分間流水直後に実施する。残留塩素が検出されない場合は引き続き5分間流出させ実施する。

3. 採水瓶

水質検査項目により下表の採水瓶を用意する。

* 印の項は、原水の場合は不必要

水質検査項目		採水瓶の種類	採水容量 等	備考
1	鉛用	ポリエチレン瓶	100mL以上(満水)	5L用採水器具使用 速やかに、硝酸添加
2	一般細菌・大腸菌用	(指定なし)	120mL以上	*ハイポ入り
3	揮発性有機化合物用	テフロン内張のねじ口 ガラス瓶	40mL以上(満水)	*採水時、アスコルビン酸添加 速やかに、塩酸添加
4	シアン用	(指定なし)	100mL以上(満水)	採水時、リン酸緩衝液添加
5	ホルムアルデヒド用	ガラス瓶	50mL以上(満水)	アセトンで事前洗浄し、乾燥 *採水時、ハイポ添加
6	金属類用	ポリエチレン瓶	50mL以上(満水)	速やかに、硝酸添加
7	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)用	ポリプロピレン容器又は ガラス製容器	ガラス製容器のみ (500ml~1000ml)	精製水で事前洗浄後、アセトン又は メタノールで事前洗浄
8	塩素酸用	(指定なし)	50mL以上(満水)	速やかに、EDA添加
9	フェノール類用	ガラス瓶	500mL以上(満水)	アセトンで事前洗浄し、乾燥
10	ハロ酢酸用	テフロン内張のねじ口	50mL以上(満水)	*採水時、アスコルビン酸添加
11	2-MIB・ジェオスミン用	ガラス瓶	500mL以上(満水)	
12	非イオン界面活性剤用	ガラス瓶	1000mL以上(満水)	*採水時、亜硫酸水素ナトリウム添加
13	TOC、臭気・味用	ガラス瓶	300mL以上(満水)	
14	その他の項目用	(指定なし)	2L以上(満水)	

テフロン：ポリテトラフルオロエチレンの商品名の一つ

ハイポ：チオ硫酸ナトリウムの俗称

EDA：エチレンジアミンの略

(別記)

個人情報の取扱いに係る特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律、安曇野市個人情報保護法施行条例(令和4年安曇野市条例第32号)その他関係法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(機密の保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適正な方法により収集しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失、き損及び改ざん(以下「漏えい等」という。)の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受注者は、個人情報の取扱いに関する規程類を整備するとともに、本件業務に係る個人情報の管理責任者を選任しなければならない。

3 受注者は、個人情報を取り扱う場所及び保管する場所(以下「作業場所」という。)を定めるとともに、作業場所に係る入退室の規制、防災・防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受注者は、本件業務に係る個人情報の取扱いに着手する前に前3項に定める管理体制、安全対策その他の安全管理措置について、確認しなければならない。

(第三者への委託等の禁止)

第6 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による業務については自らがを行い、第三者(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社を含む。以下同じ。)に委託し、又は請け負わせてならない。

(第三者への委託等の準用)

第7 この特記事項は、受注者が、発注者の承諾に基づき、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせるときに準用する。

(業務従事者への周知)

第8 受注者は、その業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第9 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第10 受注者は、この契約による業務を処理するために、発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、この契約の完了後直ちに発注者に返還するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(資料等の廃棄)

第11 受注者は、この契約による業務を処理するために、受注者自らが収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の完了後速やかに廃棄するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、この限りでない。

(監査及び調査)

第12 発注者は、この契約に係る個人情報の取扱いについて、安全管理措置が講じられているかどうか監査又は調査を行うことができる。

(事故報告)

第13 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに、発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(指示)

第14 発注者は、受注者が契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うことができる。

(契約の解除及び損害の賠償)

第15 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は受注者に対して損害賠償の請求をすることができる。

(1) 本件事務を処理するために受注者が取り扱う個人情報について、受注者の責に帰すべき理由による個人情報の漏えい等があったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、本件業務の目的を達成することができないと認められるとき。

2 前項第1号の個人情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、個人情報の漏えい等が、受注者が第三者への発注等をし、当該第三者等において発生した場合であっても、当該受注者が負うものとする。

別表1

<令和8年度 水質検査項目計画表>

区分	省令 No.	検査項目	年検査回数																			
			豊科(6)						穂高(6)						三郷(3)			堀金(2)		明科(2+1)		
			アルプス	光	重柳	真々部	大口沢	田沢	上原	塚原	牧	豊里	久保田	宮城	野沢	上長尾	小倉	岩原	上の平	川東	川西	金井沢
毎月検査項目	1	一般細菌	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	2	
	2	大腸菌	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	2	
	39	塩化物イオン	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	2	
	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	2	
	47	pH値	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	2	
	49	味	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	2	
	50	臭気	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	2	
	51	色度	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	2	
	52	濁度	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	2	
消毒副生成物	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	2		
	22	塩素酸	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	2		
	23	クロロ酢酸	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	2		
	24	クロロホルム	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	2		
	25	ジクロロ酢酸	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	2		
	26	ジブromokロロメタン	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	2		
	27	臭素酸	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	2		
	28	総トリハロメタン	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	2		
	29	トリクロロ酢酸	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	2		
	30	ブromokロロメタン	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	2		
	31	ブromホルム	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	2		
	32	ホルムアルデヒド	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	2		
	3	カドミウム及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	4	水銀及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	5	セレン及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	6	鉛及びその化合物	1	1	1	1	1	1	4	4	1	4	1	1	4	1	1	4	1	1	1	
	7	ヒ素及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	12	1	1	1	1	1	1	4	1	1	1	
	8	六価クロム化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	9	亜硝酸態窒素	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	2		
	12	フッ素及びその化合物	1	4	1	1	4	4	1	1	1	4	1	12	1	1	1	1	1	1	1	
	13	ホウ素及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	14	四塩化炭素	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	15	1,4-ジオキサン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	16	シス-1,2-ジクロロエチン及びトランス-1,2-ジクロロエチン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	17	ジクロロメタン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	18	テトラクロロエチレン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	19	トリクロロエチレン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)※4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	1		
	21	ベンゼン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	33	亜鉛及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	34	アルミニウム及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	35	鉄及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	36	銅及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	37	ナトリウム及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	38	マンガン及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	4	1	4	4	1	1	1	1	1	1	1	1	4	4	4	1	1	4	4	1
	41	蒸発残留物	4	4	4	4	1	1	1	1	1	1	1	1	4	4	4	1	1	4	4	1
	42	陰イオン界面活性剤	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	44	非イオン界面活性剤	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	46	フェノール類	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	カビ臭	43	ジェオスミン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		44	2-メチルイソボルネオール	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	原水	管理項目	原水39項目(※1)	10						11						4			4	2	1	
		原水指標菌(※2)	10						14(※3)						4			3	2			
		クリプトスポリジウム(ジアルジアを含む)																1		1		

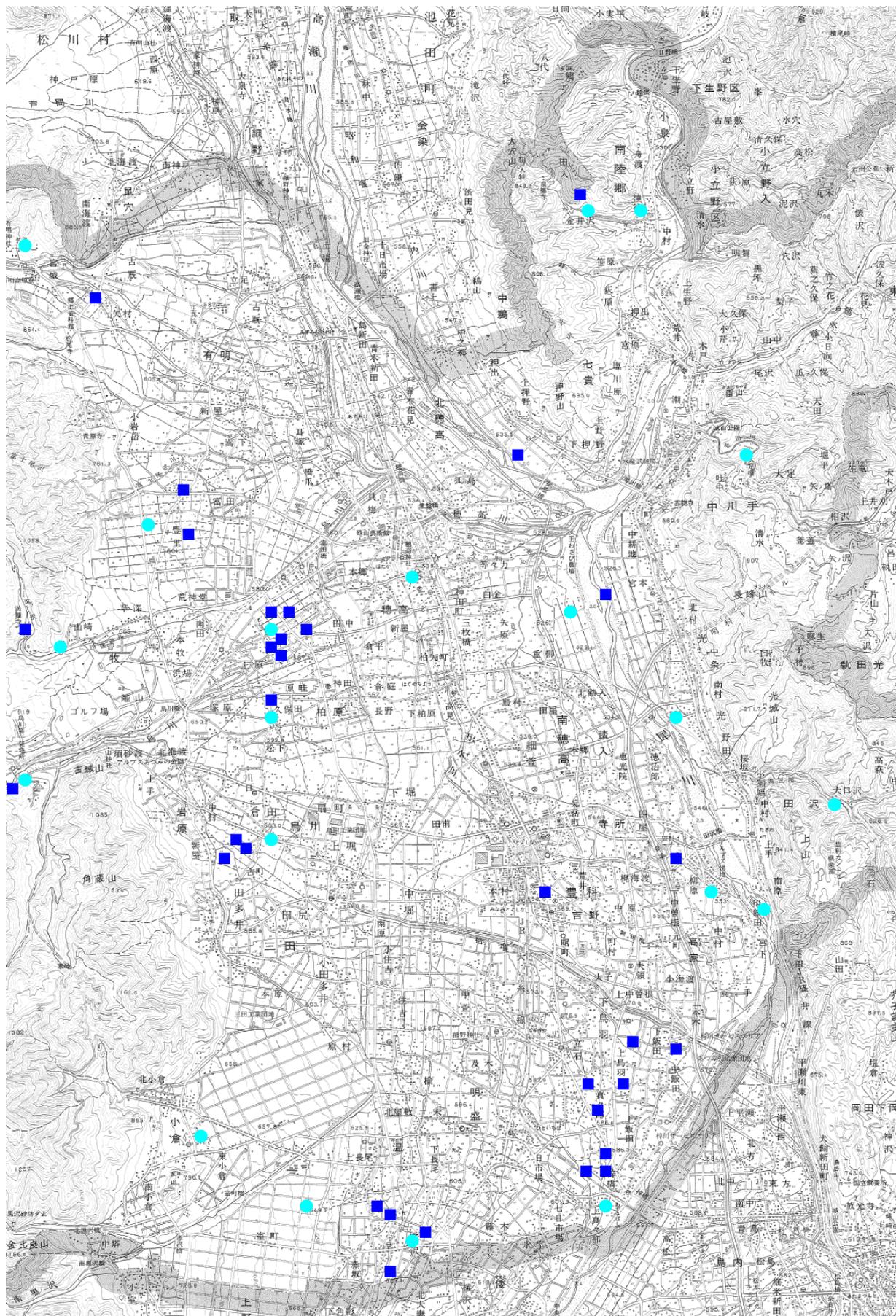
※1 原水の検査は、シアン以外の消毒副生成物(21~31)、味(48)を除く39項目。

※2 指標菌は、大腸菌と嫌気性芽胞菌をいう。

※3 栗尾沢水源で年4回おこなうため。

※4 令和8年度4月1日よりペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)が水質基準に引き上げ

水質検査地点図



●給水栓水採水地点(20箇所)

■原水採水地点(32箇所)